



ひと、くらし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年11月1日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 井上 一英

室長補佐 田中 明

TEL : 025-288-3504

特定最低賃金の改正に関する答申について 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

新潟地方最低賃金審議会(会長:永井 雅人)は、新潟労働局長(局長:岩瀬 信也)に対し、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を16円引き上げて、時間額936円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

本年7月27日、新潟労働局長から新潟地方最低賃金審議会に対し諮問を行った新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正について、同審議会は審議の結果、11月1日、現行の同産業に適用される最低賃金の時間額920円を16円引き上げて、936円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

新潟労働局としては、この答申を踏まえ、改正にかかる手続きを進めてまいります。

(参考)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金は、「自動車（新車）小売業」、「自動車部分品・附属品小売業」の事業場で働く労働者に適用されるものです。ただし、次に掲げる者は除かれます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者